

令和6年度石川県障害者アート魅力発信事業に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度石川県障害者アート魅力発信事業

2 概要

障害のある人のアート作品を有償で貸し出し、その一部を作者に還元するモデル事業に取り組むことで、障害者のある人の文化芸術活動への理解促進と、社会参加を促進させることを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

(1)「アートレンタルいしかわ」の運営

障害のある人のアート作品を選定のうへ、貸出対象作品として登録し、その複製画を企業等に有償で貸し出し、利用料の一部を作者へ還元する。

① 目的

障害のある人のアート作品を企業等へ貸し出しすることで、石川県内のいたるところで障害のある人の作品を目にすることができる環境を創出する。企業等への貸し出しを通じて、県民の障害に対する理解促進を図るとともに、利用料の一部を作者に還元することで、障害のある人の新たな作品への創作意欲の向上、社会参加の促進を図る。

② 企業等への利用料

- ・障害のある人（作者）の作品（絵画に限る）の複製画を企業等へ貸し出しすること。
- ・企業等への貸出料は1作品当たり4,000円/月とすること。
- ・貸出料には作品のほか、額や展示に必要な備品の料金を含むこと。
- ・展示から1ヶ月以上経過した作品の交換は無償で対応すること。
- ・損害が発生した場合の補償や権利関係など、作品を貸し出す際には、企業等と受託者の間で必要かつ十分な契約等を締結すること。

③ 作者への還元額

- ・貸し出した作品の作者への還元額は1作品当たり1,000円/月とすること。
- ・作者への還元は年2回（9月末、3月末）行うこと。
- ・損害が発生した場合の補償や権利関係など、作品を貸し出す際には、作者と受託者の間で必要かつ十分な契約等を締結すること。

④ 貸出対象作品の選定

- ・石川県に在住する個人、特別支援学校生徒、障害福祉サービス事業所の利用者等の作品から貸し出しの対象作品を選定すること。
- ・作品を選定する際には、障害のある人の絵画に見識のある美術の専門家に、作品選定のコーディネーターを依頼すること。
- ・現在、58作品が選定されているが、令和6年度についても一定数の作品を追加すること。

⑤ 貸出場所

- ・貸し出しの対象範囲は原則として石川県内とすること。
- ・作品を展示することにより、障害のある人の作品を効果的にPRできる場所を営業等により開拓し、より多くの場所に展示すること。

⑥ 貸出方法

- ・貸し出しする作品は複製画とすること。
- ・複製画は単なるカラーコピーではなく、可能な限り原画の雰囲気が変わらないよう制作すること。
- ・貸し出しする作品のサイズ（フレーム込）は、A2（幅450mm×高さ630mm）及びA3（幅330mm×高さ452mm）の2種類を用意すること。フレームの色は、白や茶色を基調に2色以上から選択できるようにすること。

⑦ 貸出期間

- ・1か月単位で貸し出しすることとし、最長12か月とすること。

⑧ 広 報

- ・「アートレンタルいしかわ」のホームページを活用し、事業内容を周知すること。
URL：<https://ari-artrental.com/>
- ・ホームページには、貸出先の企業等の展示状況等の活動情報を随時掲載すること。

⑨ 搬入・搬出、設置・撤去

- ・貸出場所への搬入・搬出、設置・撤去は、顧客と調整のうえ実施すること。

⑩ 管理体制

- ・貸出期間中に作品の破損等の不都合が生じた場合に、企業等が受託者に連絡を取ることができる体制を整えること。

(2) 「石川県庁障害者アートギャラリー」の運営

障害のある人からアート作品を有償で借り受け、県庁舎内の指定場所に展示する。

① 目的

障害のある人の文化芸術活動への理解促進を図るため、石川県庁を発表の場としてアート作品を展示し、障害のある人の文化芸術活動を県庁から広く発信する。障害のある人が文化芸術活動を継続していくためには、制作したアート作品から、少しでも利益を生み出す仕組みが必要である。石川県が障害のある人の作品を有償で借り受ける事業に取り組むことで、事業の実効性を広く県民にPRする。

② 展示作品

- ・展示する作品は、アートレンタルいしかわの貸出対象作品から選定することとし、作品を選定する際は、可能な限り貸し出し実績の少ない作品を優先すること。

③ 作者への還元

- ・展示する作品は、作者から1作品あたり1,000円/月で借り受けること。

④ 展示場所

- ・県庁舎のうち、下表に示す場所に36作品を展示すること。

階	展示場所	展示作品数	設置方法
1	休憩・待合コーナー	4作品	ピックアップレール
2	食堂	3作品	ピックアップレール
	市町交流コーナー	2作品	イーゼル
4	待合室1	2作品	ピックアップレール
11	1102会議室	1作品	フック
	1105会議室	1作品	フック
19	展望ロビー	7作品	ピックアップレール
奇数階	東西エレベーターホール (1階及び19階除く)	16作品	イーゼル

⑤ 展示方法

- ・県民へのPR効果が高い展示方法で展示すること。
- ・展示に必要なイーゼルは、受託者が用意すること。
(ピックアップレール及びフックは県が設置)
- ・展示作品、展示方法の決定に際しては、石川県と協議すること。

⑥ 展示期間

- ・展示期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとし、その間に最低3回、おおよそ3ヶ月に1回を目安に作品を入れ替えること。

⑦ 広 報

- ・来庁者に、展示の場所及び作品を紹介する広報を実施すること。

⑧ 搬入・搬出、設置・撤去

- ・展示場所への作品の搬入・搬出、設置・撤去は、受託者が、石川県と調整の上、行うこと。

⑨ 管理体制

- ・展示中に作品の破損等の不都合が生じた場合に、受託者に連絡を取ることができる体制を整えること。

5 業務の報告

- (1) 受託者は、別途石川県が定める方法により、事業の実施状況を定期的に石川県に報告すること。
- (2) 業務完了後は、速やかに業務完了報告書や事業に要した経費内訳等を作成し、石川県に報告すること。

6 個人情報等の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守し、適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。
- (2) また、事業の実施に係る職員等が業務上知り得た情報は漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を講じること。
- (3) 業務に利用する電子メールの誤送信防止対策
 - ① 電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分（宛先、CC、BCC）、件名、本文及び添付ファイル等に誤りがないか再確認すること。
 - ② 一斉送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようBCCを利用すること。
 - ③ 重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて、暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - ④ 一斉送信する場合や重要なメールを送信する場合は、複数職員による確認を行うこと。

7 その他

- (1) 本事業は、石川県の委託事業として行うため、本事業で制作された成果物及び著作権等は、原則として石川県に帰属するものとし、その詳細については石川県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。
- (2) 委託業務の遂行に当たり、受託者は石川県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。また、県内の障害のある方の文化芸術活動の支援拠点である

- 「文化・芸術活動支援センターかける」の協力を得ながら取り組むこと。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
 - (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、石川県及び受託者の協議により決定する。
 - (5) 委託費により取得した動産（取得価格が1品100,000円以上のもの及びパーソナルコンピューター）については、事業終了後、石川県に引き渡すものとする。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元の契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。